

指数先物・オプションにおける限月設定方法の見直しに伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	4

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(限月取引及びその数)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東証株価指数</p> <p>a Large取引  <u>特定限月取引の13限月取引制とし、各限月取引の期間は、6月及び12月の各限月取引については5年、3月及び9月の各限月取引については1年6か月とする。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 台湾加権指数  <u>直近の2限月取引及びそれ以外の特定限月取引の3限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については11か月、特定限月取引以外の各限月取引については2か月とする。</u></p> <p>(7) FTSE中国50インデックス  <u>直近の2限月取引及びそれ以外の特定限月取引の2限月取引の4限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については8か月、特定限月取引以外の各限月取引については2か月とする。</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(限月取引及びその数)</p> <p>第15条 指数オプション取引は、次の各号に掲げる取引対象指数オプション(指数オプション取引の対象の指数オプションをいう。以下同じ。)の区分に従い、当該各号に定める限月取引により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 日経平均Miniオプション(日経平均に係る指数オプションのうち、前条第3項で定める取引換算額が100円のもの)をいう。以下同じ。)</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>週次設定限月取引(毎週の水曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前日に終了する取引日を取引最終日とする限月取引(以下「水曜週次設定限月取引」という。))及び毎週の木曜日(毎月の第二金曜日を除き、休業日に当たるときは、順</u></p>	<p>(限月取引及びその数)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東証株価指数</p> <p>a Large取引  <u>特定限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とする。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 台湾加権指数  <u>直近の2限月取引及びそれ以外の特定限月取引の3限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引以外の限月取引については2か月、特定限月取引については11か月とする。</u></p> <p>(7) FTSE中国50インデックス  <u>直近の2限月取引及びそれ以外の特定限月取引の2限月取引の4限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引以外の限月取引については2か月、特定限月取引については8か月とする。</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(限月取引及びその数)</p> <p>第15条 指数オプション取引は、次の各号に掲げる取引対象指数オプション(指数オプション取引の対象の指数オプションをいう。以下同じ。)の区分に従い、当該各号に定める限月取引により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 日経平均Miniオプション(日経平均に係る指数オプションのうち、前条第3項で定める取引換算額が100円のもの)をいう。以下同じ。)</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>週次設定限月取引(毎週の木曜日(毎月の第二金曜日を除き、休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前日に終了する取引日を取引最終日とする限月取引をいう。以下同じ。))</u></p>

次繰り上げる。)の前日に終了する取引日  
を取引最終日とする限月取引(以下「金曜  
週次設定限月取引」という。)をいう。以下  
同じ。)

(2)・(3) (略)

2 前項に規定する限月取引の数及びその期間  
は、次の各号に掲げる取引対象指数オプション  
の区分に従い、当該各号に定めるところによ  
る。

(1) (略)

(1)の2 日経平均Miniオプション

a (略)

b 週次設定限月取引

(a) 水曜週次設定限月取引

直近の4週次設定限月取引とし、各週  
次設定限月取引の期間は、4週間とす  
る。

(b) 金曜週次設定限月取引

直近の4週次設定限月取引とし、各週  
次設定限月取引の期間は、5週間又は6  
週間とする。

(2) 東証株価指数オプション及びJPX日  
経インデックス400オプション

a 通常限月取引

特定限月取引の13限月取引及び当該  
特定限月取引以外の直近の6限月取引の  
19限月取引制とし、各限月取引の期間  
は、特定限月取引については5年(3月及  
び9月の各限月取引については1年6か  
月)、特定限月取引以外の各限月取引につ  
いては9か月とする。

b (略)

(3) (略)

3・4 (略)

(有価証券オプション取引に係る自己計算に  
よる取引の制限及び大口建玉の報告)

第54条 (略)

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲  
げる場合には、当該各号に定める数量を前項各  
号に規定する数量から減じるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 当該オプション対象証券に係る有価証  
券オプションを対象とし、権利行使により権  
利行使価格と現実価格との差に基づいて金  
銭を授受することとなる有価証券オプシ  
ョン取引を行った場合には、当該有価証券オ  
プション取引における建玉の数量

3～6 (略)

(2)・(3) (略)

2 前項に規定する限月取引の数及びその期間  
は、次の各号に掲げる取引対象指数オプシ  
ョンの区分に従い、当該各号に定めるところによ  
る。

(1) (略)

(1)の2 日経平均Miniオプション

a (略)

b 週次設定限月取引

直近の4週次設定限月取引とし、各週次  
設定限月取引の期間は、5週間又は6週間  
とする。

(2) 東証株価指数オプション及びJPX日  
経インデックス400オプション

a 通常限月取引

特定限月取引の13限月取引及び当該  
特定限月取引以外の直近の6限月取引の  
19限月取引制とし、各限月取引の期間  
は、特定限月取引については5年(3月及  
び9月の限月取引については1年6か  
月)、特定限月取引以外の限月取引につ  
いては9か月とする。

b (略)

(3) (略)

3・4 (略)

(有価証券オプション取引に係る自己計算に  
よる取引の制限及び大口建玉の報告)

第54条 (略)

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲  
げる場合には、当該各号に定める数量を前項各  
号に規定する数量から減じるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 当該オプション証券に係る有価証券オ  
プションを対象とし、権利行使により権  
利行使価格と現実価格との差に基づいて金  
銭を授受することとなる有価証券オプシ  
ョン取引を行った場合には、当該有価証券オ  
プション取引における建玉の数量

3～6 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年5月26日から施行することが相当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新たな限月取引の取引最終日)</p> <p>第4条の2 規程第7条第3項、第10条第2項第2号、第15条第2項第1号<b>b</b>、同項第2号<b>b</b>及び第3号に規定する本所が指定する取引最終日は、本所が当該指定をしようとする日から起算して5日(休業日(規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。))を除く。)が経過した日又はそれ以降の日とする。</p> <p>(指数オプション取引に係る権利行使価格の設定)</p> <p>第10条 規程第16条第2項に規定する本所が定める時刻は午前8時とする。<u>ただし、フレックス限月取引の権利行使価格については本所がその都度指定する時刻とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第16条第5項各号の規定により追加で設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 日経平均Miniオプション 各限月取引について、毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格(当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。)又は下回る既存の権利行使価格(当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。)が23種類以下<u>となったときは、その翌日の午前8時に、当該限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して24種類となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(新たな限月取引の取引最終日)</p> <p>第4条の2 規程第7条第3項、第10条第2項第2号、第15条第2項第1号<b>c</b>、同項第2号<b>b</b>及び第3号に規定する本所が指定する取引最終日は、本所が当該指定をしようとする日から起算して5日(休業日(規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。))を除く。)が経過した日又はそれ以降の日とする。</p> <p>(指数オプション取引に係る権利行使価格の設定)</p> <p>第10条 規程第16条第2項に規定する本所が定める時刻は、<u>通常限月取引及び週次限月取引の権利行使価格については午前8時とし、フレックス限月取引の権利行使価格については本所がその都度指定する時刻とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第16条第5項各号の規定により追加で設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 日経平均Miniオプション 各限月取引について、毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格(当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。)又は下回る既存の権利行使価格(当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。)が23種類以下<u>となったときは、その翌日の午前8時に、当該限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して24種類となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>
付 則	

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年5月26日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。